

所定疾患施設療養費について

平成 24 年度の報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

◆算定要件

- ①対象者となる入所者の状態は次のとおりです。
 - ・肺炎
 - ・尿路感染症
 - ・帯状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
 - ・蜂窩織炎
- ②所定疾患施設療養費は、上記で治療が必要となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に（Ⅰ）を算定するときは、1回に連続する7日を限度とし月1回に限り算定する。（Ⅱ）を算定するときは、1回に連続する10日を限度とし月1回に限り算定する。
 - ※（Ⅱ）を算定する場合は、検査等をする医師が介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講していること。
- ③肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定する。
- ④所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ⑤算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成27年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	7人	30日
尿路感染症	2人	7日

带状疱疹	—	—
------	---	---

平成28年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	10人	46日
尿路感染症	4人	27日
带状疱疹	—	—

平成29年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	7人	37日
尿路感染症	—	—
带状疱疹	—	—

平成30年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	6人	23日
尿路感染症	9人	50日

带状疱疹	—	—
------	---	---

令和元年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	13人	68日
尿路感染症	18人	108日
带状疱疹	—	—

令和2年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	2人	12日
尿路感染症	14人	87日
带状疱疹	—	—

令和3年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	3人	19日
尿路感染症	9人	60日
带状疱疹	2人	14日
蜂窩織炎	12人	78日

令和4年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	—	—
尿路感染症	12人	58日
带状疱疹	—	—
蜂窩織炎	4人	15日

令和5年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	1人	5日
尿路感染症	16人	68日
帯状疱疹	—	—
蜂窩織炎	8人	52日